

三輪川下漁業協同組合内共第7号第5種共同漁業権遊漁規則

漁業権者の名称：三輪川下漁業協同組合

漁業権者の住所：愛知県新城市大野字小林12番地

漁業権免許号：内共第7号

対象となる漁場：内共第7号第5種共同漁業権に係る漁場の別記の区域

1 遊漁についての制限の範囲

(1) 漁具、漁法の制限

①この漁場の区域内においては、竿釣、投網及び刺網（地方名称「巻網」をいう。）以外の方法で遊漁をしてはならない。

②次の表の左欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具、漁法	規 模
投 網	網の全長 4メートル以下、網目の大きさ 1センチメートル以上
刺 網	網の全長 10メートル以下、網目の大きさ 1センチメートル以上

③漁場区域内におけるあゆの遊漁については（2）の規定によるあゆについての解禁の日から8月10日以降で組合が定めて公表する日までは、竿釣（友釣に限る。）によってする場合を除き遊漁をしてはならない。

④③及び（2）の公表は、組合事務所及び組合が指定する遊漁承認証取扱所に掲示して公表するものとする。

⑤こい、うなぎ及びふなの遊漁については、竿釣に限る。

⑥おいかわの遊漁については、竿釣及び投網に限る。

⑦次に掲げる漁法により水産動物を採捕してはならない。

- 一 水中に電流を通じてする漁法
- 二 びんづけ(セルロイド製、陶器製その他これらに類するものによる場合を含む。)
- 三 動力を利用する瀬干漁法
- 四 火光を利用して行う漁法
- 五 水中銃(発射装置を有する刺突具類であって、水中で使用するもの)

(2) 遊漁期間

次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
あゆ	6月1日以降で組合が定めて公表する日から12月31日までの期間
こい、うなぎ、おいかわ、ふな (以下「雑魚」という。)	1月1日から12月31日までの期間(ただし、おいかわについては、投網は3月1日から11月30日までの期間とする)

(3) 禁止区域

(2)の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、右欄に掲げる期間中、遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
新城市大野、大野頭首工えん堤の上流端の上流 150メートルの区域	1月1日から 12月31日まで の期間
新城市大野、天橋の下流端から下流の阿寺川の区域	

(4) 全長制限

次の表の左欄に掲げる魚種について、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
こい	20センチメートル
うなぎ	20センチメートル
ふな	6センチメートル

2 遊漁料の額及びその納付の方法

(1) 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、①の場合において遊漁者が小学生以下又は肢体不自由者4級以上のときは無料とする。(2)のなお書に規定する方法により納付するときは、あゆについては500円、雑魚については100円を加算した額とする。

① 釣竿による遊漁の場合

魚 種	漁具・漁法	期 間	遊 漁 料	
あゆ	竿釣	解禁の日から14日間	1日	2,000円
		解禁の日から起算して14日を経過した日から14日間	1日	1,500円
		解禁の日から起算して28日を経過した日から12月31日までの期間	1日	1,000円
		解禁の日から12月31日までの期間	1年	10,000円
雑魚	同	1月1日から12月31日までの期間	1日	200円
			1年	1,500円

② その他の場合

魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料	
あゆ	投網及び刺網	1日・1統	5,000円
おいかわ	投網	1日・1統	1,200円

(2) 遊漁料は、組合の指定する遊漁承認証取扱所において納付しなければならない。ただし、投網、刺網及び引掛けの遊漁料は当組合事務所において納付しなければならない。なお、竿釣(引掛けを除く)の場合には、当該遊漁をする場所において、漁場監視員に納付することができる。

(3) (2)に規定する遊漁承認証取扱所は、組合の掲示板に掲示するほか、遊漁承認証取扱所に「遊漁証取扱所」の標札を掲げるものとする。

3 遊漁承認証に関する事項

(1) 組合は、遊漁の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

- | | |
|----------------|---------------|
| ①承認を受けた者の氏名、住所 | ②承認期間 |
| ③魚種 | ④漁具・漁法 |
| ⑤遊漁区域 | ⑥遊漁料の額 |
| ⑦注意事項 | ⑧その他参考となるべき事項 |
| ⑨発行者名 | |

(2) 遊漁承認証の交付は、2 - (2) に規定する場所、又は漁場監視員において行うものとする。

(3) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

4 遊漁に際し守るべき事項

(1) 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

(2) 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

(3) 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

(4) 遊漁者は、川底をかくはんしてはならない。

(5) 遊漁者は、組合が漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

5 漁場監視員に関する事項

(1) 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

(2) 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- ①氏名
- ②有効期間
- ③注意事項
- ④その他必要な事項
- ⑤発行者名

6 違反者に対する措置に関する事項

組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

7 遊漁規則の施行の日

令和 6 年 1 月 1 日

別 記

内共第7号漁場の持ち分区域

	河川名	区 域
第7号	宇連川	湯谷小滝下から新城市豊川用水大野頭首工上流端まで
	阿寺川	新城市阿寺宮下橋下流端から宇連川合流点まで
	真立川	新城市睦平宮前橋下流から宇連川合流点まで